(別紙1)

110194801860001 平成27年2月23日

規制の名称	危険物タンクコンテナによる危険物の移送時における危険物取扱者の乗車	所管府省	総務省
根拠法令等	消防法(昭和23年法律第186号)第16条の2		消防庁危険物保安室 室長 鈴木康幸
規制目的	危険物の移送中の安全性を確保することにより、事故防止を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護に資すること		
規制内容の概要	移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険 物取扱者を乗車させて、移送をしなければならない。	関連する予 算	_
規制の最近の改 廃経緯	_	関連する政 策評価結果	_

	大量の危険物を取り扱う危険物タンクコンテナについては、その火災危険性を鑑み、当該取扱い形態に応じ危険物タンクコンテナの構造等に係る安全対策を講じるとともに、取扱いに係る安全対策を講じることが必要である。 国際的に流通している危険物タンクコンテナの構造基準等については、国際的な基準との整合性が図られたものとなっている。また、後述のとおり事故等が発生した場合において適切に対応することができるよう、危険物取扱者の乗車により保安の確保を図ることが重要である。なお、危険物取扱者の乗務の緩和の可否について関係消防機関、関係業界団体に照会したが、移送時の安全性を確保するために緩和することは適当でない旨の回答を得ている。 平成23年から平成25年までの3年間で発生した移動タンク貯蔵所の流出事故の年間平均件数が約31件、交通事故に起因するものの年間平均件数が約14件、腐食疲労劣化等の物的要因に起因するものの年間平均件数が約6件等となっている(危険物タンクコンテナに係る事故事例として、コンテナ落下に伴う衝撃による流出事故、流入ロパッキンの老朽化による流出事故、ボルト締め付け不足及びガスケット装着不適による流出事故等が発生している。)。 また、外航ターミナルと内航ターミナルの間の移動は、一般的に公道を通行するため、事故時の影響が大きい。さらに、移動タンク貯蔵所に積載している危険物の内容物によって、流出事故や火災時の対応は大きく異なるため、これらの事故が発生した場合における被害を最小限度に食い止めるためには、危険物に関する知識や経験を有する危険物取扱者の乗車は必要である。	持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)			
見直し条項	_		
次の見直し時期			

(通知・通達等のID) (規制シートのID)

((万九中リン	ו טונטיו
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)		
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項		
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由		